平成２６年（フ）第９３８３号
千葉県八千代市上高野1537―325
債務者　川田　康弘
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３８４号
千葉県松戸市幸谷228―２―202
債務者　伊地知十夢
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３８６号
東京都北区神谷３丁目14―１―202
債務者　山田　雅彦
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３８７号
東京都墨田区東向島４丁目33―２―301
債務者　菅谷　弘美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３８９号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目40―２―202
債務者　三上夢梨奈
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９０号
東京都中野区中野６丁目８―21―111
債務者　手塚　博之
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９３号
東京都江東区東砂２丁目12―３―110
債務者　松井喜代美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９５号
東京都江東区亀戸７丁目57―９―404
債務者　周本妙子こと　高野　妙子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９７号
東京都町田市玉川学園５丁目19―８―203
債務者　千葉宗一朗
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９９号
東京都練馬区豊玉南１丁目19―20―301
債務者　木田　朋文
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９１号
岡山県赤磐市桜が丘西５丁目３番８号
債務者　梅田三千枝
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１８号
岡山市中区高島181番地１　ベルメゾンＭ102、旧住所岡山市中区海吉2100番地２　ひまわり102
債務者　島田美弥子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４９号
岡山県玉野市奥玉２丁目14番15号
債務者　藤原　孝志
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１９号
東京都町田市相原町298番地１シルキー橋本301
債務者　藤原クニ子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７７号
東京都八王子市緑町351番地１
債務者　小野澤恭子（旧姓飯窪）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部